

ものづくり高度化法

の認定を受けた方へ

特別貸付制度

のご案内

「特定ものづくり基盤技術」に関する研究開発やその事業化に向けて設備資金や運転資金を必要とする方は基準利率－0.65%の利率が適用されます。

1. 貸付対象となる方（資金名：企業活力強化資金）

● 中小ものづくり高度化法の認定を受けた中小企業・小規模事業者であること

2. 支援内容

貸付限度額	直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円
貸付利率（※）	<u>2億7千万円まで：特利②（基準利率－0.65%）</u> （土地に係る資金を除く） 2億7千万円を超える場合：基準利率
貸付期間	設備資金：20年以内（うち据置2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置2年以内）

（※）貸付利率は信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

3. 貸付条件

● 中小ものづくり高度化法の認定を受けた中小企業・小規模事業者であること

かつ次のいずれかの要件を満たす方（中小企業・小規模事業者）が対象になります。

- ① 最近における売上高、純利益又は売上高経常利益率が、
前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し減少している方
- ② 最近の決算において、赤字又は債務超過である方
- ③ 最近の決算において、困難な経営状況にあると認められる方

※まずはお気軽に日本政策金融公庫にご相談ください。

4. 注意事項

別途、公庫による融資の審査があり、認定を取得しても融資を受けられない場合があります。

5. 問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

または最寄りの日本公庫窓口（※）へどうぞ

（※）当該特別貸付制度は、中小企業事業のみでの取り扱いとなります。